

国土交通省の自動車検査登録窓口で行う、市町村合併に伴う車検証の住所変更手続について

- ①市町村合併に伴う住所変更が反映されていない車検証につきましては、**新住所とみなされる措置**(根拠法:自動車登録令第24条)が取られておりますので、特に**手続きをされなくても問題ありません**。
- ②合併後の**住所への変更を希望される場合**には、国土交通省の自動車検査登録窓口において、備え付けの**専用シート(OCRシート)**や**依頼書**に記入頂き、**車検証**を添えてお申し出頂くなどの方法により、新住所の車検証を交付させて頂いております(手続きは無料です)。
- ③市町村合併後に**継続車検を行う場合**につきましては、**車検証**に加えて、**継続検査申請書**に②の**専用シート(OCRシート)**や**依頼書**を添えてお申し出頂くか、或いは継続検査申請書の住所欄に、「**赤字で新住所を記載する**」などの方法でも、新住所の車検証の交付をさせていただきます。
- ④お申し出につきましては、**ナンバーを管轄する**運輸支局又は自動車検査登録事務所になります。
- ⑤混雑時におきましては、交付までのお時間を頂く場合がございますので、あらかじめご理解頂きたくお願い申し上げます(大量の場合は、混雑時を避けて頂ければ幸いです)。
- ⑥**市町村合併とは関係のない手続き**(住居表示の変更や土地区画整理による変更)は、**通常の手続き**となりますのでご承知願います。